

第5章 アクションプランの推進

第5章 アクションプランの推進

1 推進体制

本計画の進行管理を定期的かつ継続的に行うため、関係者による推進会議を設置します。また、これまで以上に各主体との連携を強化し、協力して推進していきます。

(1) アクションプラン推進組織

① 環境審議会

「環境審議会」は、学識経験者、事業者、関係行政機関等から構成され、「刈谷市環境基本計画」に関するもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議する機関です。環境審議会は、「アクションプラン推進会議」による本計画の実施状況、評価等の報告を受け、助言等を行います。

② アクションプラン推進会議

「アクションプラン推進会議」は、学識経験者、事業者、関連団体等から構成され、本計画全体の進行管理を担い、取組の実施状況の把握及び評価、計画の見直し等を行います。

③ 事務局（環境推進課）

本計画の事務局として、市民、事業者、関連団体、庁内関連部局等との調整や、各主体の活動支援を実施することで、アクションプランの推進を図ります。

また、アクションプランの進捗状況を環境審議会及び推進会議へ報告し、助言等をアクションプランの推進等に反映させます。

(2) 計画実施主体

市民、事業者、行政等の各主体がそれぞれの役割を果たし、アクションプランに積極的に関わり“E－smile都市かりや”の実現を目指します。

(3) 国や県、近隣自治体との連携

国や県、近隣自治体等の関係行政機関から積極的に関連情報を収集し、意見交換を行いながら、連携して効率的かつ効果的な取組を推進します。

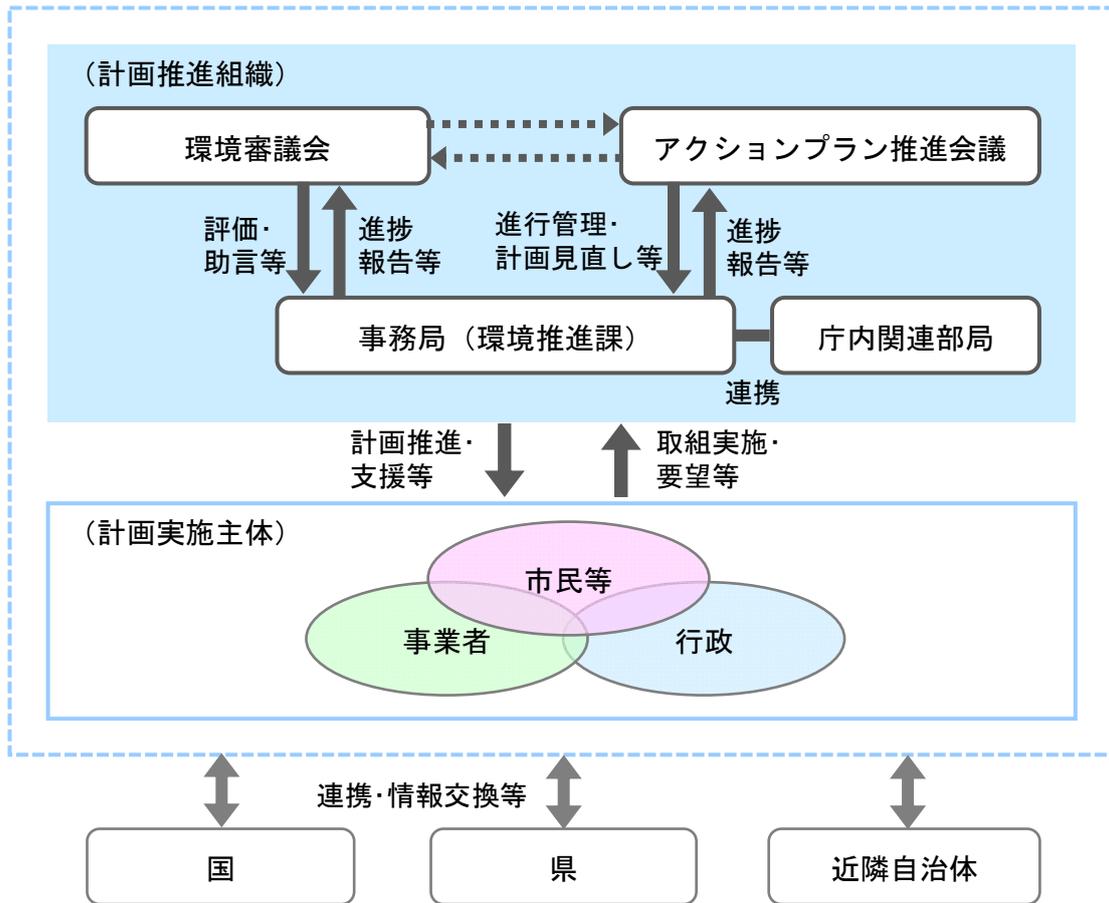


図5.1 刈谷市環境都市アクションプラン推進体制

2 進行管理

本計画の進行管理は、P D C Aサイクル（計画(Plan)→実行(Do)→点検・評価(Check)→見直し(Action)）によって行います。本計画は令和12年度(2030年度)を目標とした内容ですが、毎年度、アクションプランの進捗状況、CO₂排出状況等の点検と評価を行い、その結果を以降の取組の見直しや計画に反映させることで、継続的に改善を図ります。

また、令和12年度(2030年度)には、それまでの進捗状況を踏まえた上で、アクションプランの見直しを行い、必要に応じて再改定を実施します。なお、国及び社会の環境エネルギー分野を取り巻く動向等が大きく変化した場合には、それに限らずアクションプランの見直しを行います。

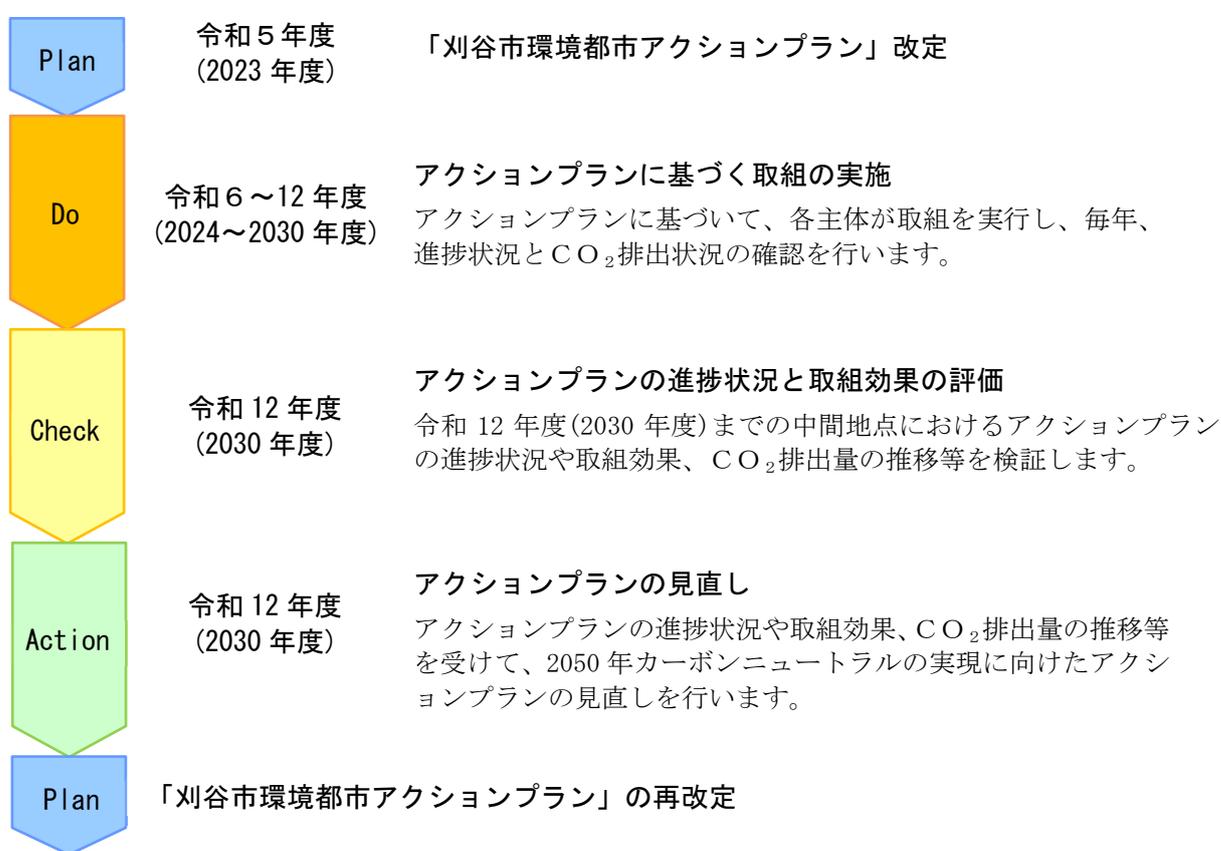


図5.2 アクションプランの進行管理イメージ